

## 横瀬町障害者活躍推進計画

機 関 名	横瀬町 ・ 横瀬町教育委員会
任 命 権 者	横瀬町長 ・ 横瀬町教育委員会教育長
計 画 期 間	令和2年4月1日～令和6年3月31日（4年間）
横瀬町における障害者雇用に関する課題	横瀬町においては、法定雇用率を達成しているところではありますが、障害者の採用を更に推進するために、障害のある職員を含む全ての職員が働きやすい環境を整備し、計画的に採用を行う必要がある。
目 標	
1 採用に関する目標	<b>【実雇用率】</b> （各年度） 当該年6月1日時点の法定雇用率以上 （評価方法） 毎年の任免状況通報により把握・進捗管理
2 定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。 （評価方法） 毎年の任免状況通報時に定着状況を把握し、進捗管理を行う。
3 満足度、ワーク・エンゲージメントに関する目標	<b>【ワーク・エンゲージメント】</b> 前年度を上回る ※計画初年度は目標を設定せず、実態に関するデータを収集する。 <b>【満足度の全体評価】</b> （評価方法） 毎年4月時点で在籍している障害者（新規採用を除く。）に対し、アンケート調査を実施し、把握・進捗管理
4 キャリア形成に関する目標	<b>【障害者が担当する職務の拡大】</b> 毎年度新たな職域を開拓する。 （評価方法） 毎年度、人事記録を基に把握・進捗管理
取組内容	
1 障害者の活躍を推進する体制整備	
(1) 組織面	○ 障害者雇用推進者として総務課長を選任する（令和元年9月6日選任済）。
(2) 人材面	○ 障害者が配属されている部署の職員を中心に、年1回以上、厚生労働省障害者雇用対策課又は埼玉県労働局が開催する「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」の受講案内を行い、参加を募る（過去に同講座を受講したことがない職員に限る。）。
2 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	○現に勤務する障害者が従来の業務遂行が困難となった場合、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。 ○新規採用又は部署異動その他定期的に面談を行い、障害者と業務のマッチングができていないかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。
3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1) 職務環境	○人事評価面談や定期的な面談により、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえ検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
(2) 募集・採用	○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者無で業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
(3) 働き方	○フレックスタイム制の活用を促進するとともに、時差出勤・早出遅出制度、短時間勤務制度などの柔軟な時間管理制度の利用を促進する。 ○時間単位の年次休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。

(4) キャリア形成	○本人の希望等も踏まえつつ、実務研修、向上研修等の教育訓練を実施する。
(5) その他の人事管理	<p>○必要に応じて随時面談を実施し、状況把握・体調配慮を行う。</p> <p>○障害者からの要望を踏まえ、障害特性に配慮した職場介助、通勤への配慮等の措置が可能となるよう財政措置を行う。</p> <p>○中途障害者（在職中に疾病・事故等により障害者となった者をいう。）について円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取組を行う。</p> <p>○本人が希望する場合には、「精神障害者の就労パスポート」の活用等により、就労支援機関等と障害特性等についての情報を共有し、適切な支援や配慮を講じる。</p>
4 その他	
	<p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p> <p>○障害者就労支援等における民需拡大のため、当該施設等が生産・加工・製作した物品の直売会としてマルシェの開催といった販売の場の提供を実施する。</p> <p>○各関係法律等に基づき、障害者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援、配慮に努める。</p>